



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年11月2日金曜日 第2417号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則..... 998  
愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則及び愛媛県林業・木材産業改善  
資金貸付規則の一部を改正する規則..... 998

### 告 示

自衛官候補生の追加募集.....1002  
自衛官候補生の採用試験.....1002  
指定医師の辞退の届出.....1002  
土地改良事業の工事の完了.....1003  
愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正.....1003  
土地改良区役員の就退任の届出.....1010  
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1010

道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）.....1010  
道路の供用開始（県道宇和島下波津島線）.....1010  
道路の供用開始（県道串内子線）.....1010

### 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....1011

### 公 告

平成25年度及び平成26年度において県が発注する建設工事に係る  
競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格  
並びにその審査の申請の時期及び方法等.....1012  
採石業務管理者試験の合格者の発表.....1017

### 監 査 公 表

定期監査結果の公表（2件）.....1017

## 規 則

### ○愛媛県規則第49号

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年11月2日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立高等技術専門校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第1条関係）						別表（第1条関係）					
名 称	職業訓練 の種類	訓練 課程	訓 練 科	訓練 定員	訓練 期間	名 称	職業訓練 の種類	訓練 課程	訓 練 科	訓練 定員	訓練 期間
省略						省略					
愛媛県立今 治高等技術 専門校	普通職業 訓練	普通 課程	省略			愛媛県立今 治高等技術 専門校	普通職業 訓練	普通 課程	省略		
			服飾モード科	10人	2年				服飾ソーイング科	20人	1年
			省略						省略		
省略						省略					

### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### ○愛媛県規則第50号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則及び愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年11月2日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則及び愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

（愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）

第1条 愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																			
<p>(沿岸漁業改善資金の貸付け)</p> <p><b>第1条</b> 県は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第124号)及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第234号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。)及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第4条第1項の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(平成23年農林水産省告示第608号)並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。)に定めるもののほか、この規則に定めるところにより、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等(以下「沿岸漁業従事者等」という。)、農工商等連携促進法第12条第1項に規定する認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)及び六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者(以下「促進事業者」という。)に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金(以下「沿岸漁業改善資金」という。)を貸し付けるものとする。</p> <p>(沿岸漁業改善資金の種類等)</p> <p><b>第2条</b> 経営等改善資金の種類及び貸付けの内容並びに貸付金の一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者ごとの限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。</p>				<p>(沿岸漁業改善資金の貸付け)</p> <p><b>第1条</b> 県は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第124号)及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第234号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。)及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第4条第1項の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(平成23年農林水産省告示第608号)並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。)に定めるもののほか、この規則に定めるところにより、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等(以下「沿岸漁業従事者等」という。)、農工商等連携促進法第11条第1項に規定する認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)及び六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者(以下「促進事業者」という。)に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金(以下「沿岸漁業改善資金」という。)を貸し付けるものとする。</p> <p>(沿岸漁業改善資金の種類等)</p> <p><b>第2条</b> 経営等改善資金の種類及び貸付けの内容並びに貸付金の一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者ごとの限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>経営等改善資金の種類</th> <th>貸付けの内容</th> <th>貸付金の限度額</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 自動操だ装置 その他の操船作業を省力化するための機器、設</td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農工商等連携促進法第14条又は六次産</td> </tr> </tbody> </table>	経営等改善資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間	1 自動操だ装置 その他の操船作業を省力化するための機器、設	省略	省略	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農工商等連携促進法第14条又は六次産				<table border="1"> <thead> <tr> <th>経営等改善資金の種類</th> <th>貸付けの内容</th> <th>貸付金の限度額</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 自動操だ装置 その他の操船作業を省力化するための機器、設</td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農工商等連携促進法第13条又は六次産</td> </tr> </tbody> </table>	経営等改善資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間	1 自動操だ装置 その他の操船作業を省力化するための機器、設	省略	省略	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農工商等連携促進法第13条又は六次産			
経営等改善資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間																				
1 自動操だ装置 その他の操船作業を省力化するための機器、設	省略	省略	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農工商等連携促進法第14条又は六次産																				
経営等改善資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間																				
1 自動操だ装置 その他の操船作業を省力化するための機器、設	省略	省略	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農工商等連携促進法第13条又は六次産																				

備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金			業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）	備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金			業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）
2 動力式つり機 その他漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	省略	省略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）	2 動力式つり機 その他漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	省略	省略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）
3 前2号に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金	省略	省略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）	3 前2号に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金	省略	省略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）
4 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	省略	省略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）	4 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	省略	省略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条又は六次産業化法第11条の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）
5 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合に	省略	省略	4年以内（据置期間2年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。）	5 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合に	省略	省略	4年以内（据置期間2年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条又は六次産業化法第11条の場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。）

<p>において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金</p>				<p>において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金</p>			
<p>6 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</p>	省略	省略	<p>10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>	<p>6 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</p>	省略	省略	<p>10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条又は六次産業化法第11条の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>
<p>7 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金</p>	省略	省略	<p>10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条又は六次産業化法第11条の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>	<p>7 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金</p>	省略	省略	<p>10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条又は六次産業化法第11条の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>
<p>8～13 省略</p>				<p>8～13 省略</p>			
<p>2～4 省略</p>				<p>2～4 省略</p>			

（愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正）

第2条 愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年愛媛県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（貸付け）</p> <p>第1条 県は、この規則の定めるところにより、林業従事者等（林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する林業従事者等をいう。以下同じ。）、認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第12条第1項に規定する認定中小</p>	<p>（貸付け）</p> <p>第1条 県は、この規則の定めるところにより、林業従事者等（林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する林業従事者等をいう。以下同じ。）、認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項に規定する認定中小</p>

企業者をいう。以下同じ。)及び促進事業者(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)第6条第3項に規定する促進事業者をいう。以下同じ。)に対し、予算の範囲内において、林業・木材産業改善資金を貸し付けるものとする。

2 省略

(貸付限度額並びに償還の期間及び方法)

第2条 省略

2 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表のとおりとする。

貸付金の区分	償還期間	据置期間
1・2 省略		
3 農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金	省略	
4～7 省略		

3 省略

(県貸付金の貸付けの手続等)

第14条 省略

2・3 省略

4 第1条第2項の貸付けに係る資金(以下「県貸付金」という。)の償還期間は、16年(4年(農商工等連携促進法第13条第2項又は六次産業化法第10条第2項に規定する資金に係る県貸付金にあっては、6年)以内の据置期間を含む。)以内とする。

5～9 省略

企業者をいう。以下同じ。)及び促進事業者(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)第6条第3項に規定する促進事業者をいう。以下同じ。)に対し、予算の範囲内において、林業・木材産業改善資金を貸し付けるものとする。

2 省略

(貸付限度額並びに償還の期間及び方法)

第2条 省略

2 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表のとおりとする。

貸付金の区分	償還期間	据置期間
1・2 省略		
3 農商工等連携促進法第12条第2項に規定する資金	省略	
4～7 省略		

3 省略

(県貸付金の貸付けの手続等)

第14条 省略

2・3 省略

4 第1条第2項の貸付けに係る資金(以下「県貸付金」という。)の償還期間は、16年(4年(農商工等連携促進法第12条第2項又は六次産業化法第10条第2項に規定する資金に係る県貸付金にあっては、6年)以内の据置期間を含む。)以内とする。

5～9 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1308号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成24年11月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 男子(平成24年度3・4月採用分(追加募集))  
平成24年11月2日(金)から  
11月26日(月)まで

○愛媛県告示第1309号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成24年11月2日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 平成24年12月1日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1310号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成24年11月2日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
肢体不自由・音声、言語機能障害	脳神経外科	医療法人愛媛会石川病院	田 村 哲 也	四国中央市上分町732番地1	平成 24年9月30日
肢体不自由・ぼうこう又は直腸機能障害	外科・整形外科	医療法人社団久和会立花病院	山 本 真 理	新居浜市喜光地1丁目13番29号	平成 24年10月11日

○愛媛県告示第1311号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成24年11月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	佐島竹浦地区	平成22年8月30日

○愛媛県告示第1312号

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第1号の規定は、平成25年度以降の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請について適用し、平成24年度の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請については、なお従前の例による。

平成24年11月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係) 建設工事入札参加資格審査申請書

※地方局建設部(土木事務所)名 許可番号 知事大臣( ) 第 号

年度 建設工事入札参加資格審査申請書

愛媛県知事 様 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 (実印)

Table with 3 columns: 1 商号又は名称, 2 代表者の役職及び氏名, 3 代理人・申請事務担当者. Includes fields for phone, fax, and email addresses.

Table for 4 主たる営業所. Fields for address (city, town, village, ward, prefecture, zip) and contact info (phone, fax, email).

Table for 5 その他の営業所. Multiple rows for additional business locations with address and contact info fields.

Table for 6 許可年月日. Fields for 第1回の許可 and 直近の許可 with year, month, and day.

Table for 7 営業の沿革. Multiple rows for recording business history with year, month, and day fields.

Table for 8 営業年数. Field for 創業から申請日まで 満 年 (許可(登録)を受けてから満 年).

Table for 9 資本金額. Fields for 法人 (資本金, 自己資本) and 個人 (自己資本) in 千円.

Table for 10 建設業以外に行っている営業の種類 and 11 愛媛県電子入札用業者ID(建設工事).

12 発注を希望する業種 (〇印を記入すること。)

Grid for 12 発注を希望する業種. Columns include 土木, 建築, 大工, 左官, etc. with checkboxes.

13 許可を受けた建設業の種類 (〇印を記入すること。)

Grid for 13 許可を受けた建設業の種類. Columns include 土木, 建築, 大工, 左官, etc. with checkboxes.

14 役職員数							
常 勤 の 役 員		従 業 員 数					
		技 術 関 係 職 員		事 務 職 員	計		
		有 資 格 者	そ の 他 職 員				
人		人	人	人	人		
15 愛媛県に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況							
(1) 親会社（有・無）（該当するものを○で囲むこと。）			(2) 子会社（有・無）（該当するものを○で囲むこと。）				
商号又は名称	許可番号	住 所	商号又は名称	許可番号	住 所		
(3) 役員の兼任（有・無）（該当するものを○で囲むこと。）							
役職	氏 名	許可番号	兼任先の商号又は名称	兼任先役職			
16 労働福祉の状況（該当するものを○で囲むこと。）							
雇用保険加入状況	加入している・加入していない・適用除外		厚生年金基金加入状況	加入している・加入していない			
健康保険加入状況	加入している・加入していない・適用除外						
厚生年金保険加入状況	加入している・加入していない・適用除外		就 業 規 則 へ の 育 児 休 業 制 度 の 規 定 状 況	規定している・規定していない			
建設業退職金共済加入状況	加入している・加入していない						
中小企業退職金共済加入状況	加入している・加入していない		次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画策定状況	策定している・策定していない			
特定退職金共済加入状況	加入している・加入していない						
17 建設業労働災害防止協会（建災防）への加入状況							
加入の有無	有・無（該当するものを○で囲むこと。）		加入年月	年 月			
18 第三者賠償責任補償保険（年間包括契約に限る。）への加入状況							
加入の有無	有・無（該当するものを○で囲むこと。）		填補限度額	身体賠償	万円		
保険期間（補償期間）	年 月 日から 年 月 日まで			財物賠償	万円		
19 不当要求防止責任者講習受講状況							
受講者氏名			受講年月日	年 月 日			
20 監督処分及び入札参加資格停止措置の状況							
実施行政庁	処分等の年月日	処分等の内容・期間	処 分 等 の 理 由				
21 工事種類別発注者別年間平均完成工事高（税抜き）							
○対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日 ( 年平均)	工事種類	発注者	公共（官公署、公社等）		民 間		合 計
			元 請	元 請	下 請	小 計	
			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	土木一式工事						
	建築一式工事						
	そ の 他						
合 計							



22 工事種類別発注者別完成工事高（税抜き）										
(A) 直前第1年度（ 年 月から 年 月まで）決算より										
工事種類	発注者	公共(官公署、公社等)					民間			合計
		元 請					元 請	下 請	小 計	
		国	愛媛県	市 町	その他	小計				
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
許可に係る建設工事	土木一式工事									
	建築一式工事									
その他										
年 計										
(B) 直前第2年度（ 年 月から 年 月まで）決算より										
工事種類	発注者	公共(官公署、公社等)					民間			合計
		元 請					元 請	下 請	小 計	
		国	愛媛県	市 町	その他	小計				
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
許可に係る建設工事	土木一式工事									
	建築一式工事									
その他										
年 計										
(C) 直前第3年度（ 年 月から 年 月まで）決算より										
工事種類	発注者	公共(官公署、公社等)					民間			合計
		元 請					元 請	下 請	小 計	
		国	愛媛県	市 町	その他	小計				
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
許可に係る建設工事	土木一式工事									
	建築一式工事									
その他										
年 計										

23 表彰受賞歴

表彰の種類	受賞年月日	備考(業種、工事名)

24 地域貢献活動の状況

	活動の概要	主催者	活動期間	活動人数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

25 建設機械の保有状況

	名 称	種 類	能 力	自 己 保 有 数	リ ー ス 数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					



27 障害者雇用状況		
(1) 障害者の雇用義務		
義務の有無	有 ・ 無 (該当するものを○で囲むこと。)	
(2) 障害者の雇用義務がある者の雇用義務の達成状況 ( (1) で有を○で囲んだ者)		
達成の状況	達成している ・ 達成していない (該当するものを○で囲むこと。)	
(3) 障害者の雇用の有無 ( (1) で無を○で囲んだ者)		
雇用の有無	有 ・ 無 (該当するものを○で囲むこと。)	
(4) 雇用障害者情報		
個別状況	身体障害者手帳等の番号	障害等級又は程度
1		
2		
3		
4		
5		
28 主要取引金融機関名(支店名まで記入すること。)		
		普通 ・ 当座
		普通 ・ 当座
		普通 ・ 当座
		普通 ・ 当座
		普通 ・ 当座
29 入札、見積り、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑		
使用印	実印	

○愛媛県告示第1313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、神戸・橋一部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成24年11月2日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就任

役員の種類	氏名	住所
監事	伊藤 龍二	西条市中野甲1517番地第2

○愛媛県告示第1314号

道前平野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業

（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・新池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年11月2日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・新池地区）計画書の写し
- (2) 道前平野土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成24年11月5日から12月3日まで

3 縦覧場所

西条市役所東予総合支所

○愛媛県告示第1315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月2日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘甲473 - 6 から 同町北灘甲443 - 11まで	旧	メートル 4.9 ~ 14.3	キロメートル 0.225	
			新	4.9 ~ 14.3	0.225	

○愛媛県告示第1316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月2日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘甲471 - 23から 同町北灘甲470 - 14まで	平成24年11月2日

○愛媛県告示第1317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月2日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	串内子線	喜多郡内子町内子3927番2 から 同町内子3846番まで	平成24年11月2日

訓 令

○愛媛県訓令第15号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年11月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表第4（第4条関係）					別表第4（第4条関係）						
知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項					知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事項	決裁区分			組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	部長	局長				課長	知事	部長
環境政策課	1～4 省略					1～4 省略					
	5 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行に関する事務	1～4 省略					1～4 省略				
		5 体験の機会の場に関すること。									
		(1) 認定（第20条第1項、第6項、第7項、第20条の3第1項）			—						
		(2) 教育委員会との協議（第20条第5項）				—					
		(3) 変更又は提供を行わなくなった場合の届出の受理（第20条第8項）				—					
		(4) 認定の有効期間の更新（第20条の2第2項）			—						
		(5) 運営の状況の報告の受理（第20条の4第1項）				—					
	(6) 報告の徴収等（第20条の4第2項）					—					
	(7) 認定の取消し（第20条の6）			—							
	6 省略					5 省略					
	7 国民、民間団体等による協定に関すること。	(1) 届出の受理及び公表（第21条の5第1項、第2項）				—					
		(2) 主務大臣に対する確認要請（第21条の5第3項）				—					
		(3) 助言又は指導（第21条の5第5項）				—					

	(4) 変更又は廃止の届出の受理 (環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則第19条)								
	8 省略								
6 ~ 31 省略									

	6 省略								
6 ~ 31 省略									

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

平成25年度及び平成26年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り(以下「競争入札等」という。)に加わろうとする者に必要な資格(以下「資格」という。)並びにその審査の申請(以下「申請」という。)の時期及び方法を、次のとおり定めた。

平成24年11月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事

2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により県の入札に参加させないこととされている者

3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。)第2条の規定による等級別格付け(以下「格付け」という。)をされた者

イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。)第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体(特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。)

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

平成24年11月12日(月)から12月19日(水)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。

また、特定建設工事共同企業体に係る申請は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告の日以後に受け付ける。

5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

- (1) 請求先

県のホームページのえひめの土木

( <http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukikak/00005739041124/index.htm> ) からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。

- (2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告に定めるところによる。

#### 6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

#### 7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。
- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

#### 8 資格の効力

資格は、平成25年度及び平成26年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体に係る資格は、当該特定建設工事共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

#### 9 平成27年度及び平成28年度の資格審査

平成27年度及び平成28年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、平成26年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

#### 10 問合せ先

愛媛県土木部管理局土木管理課建設業係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2644



## 別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部管理局土木管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 912 - 2644	県外及び測量・建設コンサルタント等
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課 〒799 - 0404 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 電話番号 0896 - 24 - 4455 (内線255)	四国中央市
愛媛県東予地方局建設部管理課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897 - 56 - 1300 (内線407)	新居浜市及び西条市
愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500 (内線262)	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局建設部管理課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 941 - 1111 (内線417)	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡
愛媛県中予地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892 - 21 - 1210 (内線415)	上浮穴郡
愛媛県南予地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 - 24 - 5121 (内線306)	大洲市及び喜多郡
愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111 (内線406)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県南予地方局西予土木事務所事業管理課 〒797 - 0015 西予市宇和町卯之町四丁目445番地 電話番号 0894 - 62 - 1331 (内線282)	西予市
愛媛県南予地方局建設部管理課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211 (内線407)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県南予地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798 - 4194 南宇和郡愛南町御荘平城3048 電話番号 0895 - 72 - 1145 (内線233)	南宇和郡

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事

様

郵便番号

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

⑩

電話 (     ) -

番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号  
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

平成24年10月12日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成24年11月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
3	4	9	14
15			

監 査 公 表

○公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年11月2日

愛媛県監査委員 岸 新  
 同 住 田 省 三  
 同 笹 岡 博 之  
 同 佐 伯 満 孝

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
総 務 管 理 課	平成24年 8月21日
人 事 課	平成24年 8月21日
市 町 振 興 課	平成24年 8月21日
私 学 文 書 課	平成24年 8月21日
財 政 課	平成24年 8月23日
行 革 分 権 課	平成24年 8月17日
税 務 課	平成24年 8月17日
総 合 政 策 課	平成24年 8月24日
秘 書 課	平成24年 8月24日
広 報 広 聴 課	平成24年 8月24日
統 計 課	平成24年 8月24日
地 域 政 策 課	平成24年 8月29日
交 通 対 策 課	平成24年 8月29日
情 報 政 策 課	平成24年 8月29日
文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 課	平成24年 8月29日
国 体 準 備 課	平成24年 8月23日
県 民 生 活 課	平成24年 8月22日
男 女 参 画 課	平成24年 8月22日
県 民 活 動 推 進 課	平成24年 8月29日
人 権 対 策 課	平成24年 8月22日
消 防 防 災 安 全 課	平成24年 8月22日
危 機 管 理 課	平成24年 8月22日
原 子 力 安 全 対 策 課	平成24年 8月22日
環 境 政 策 課	平成24年 8月28日

循 環 型 社 会 推 進 課	平成24年 8月28日
自 然 保 護 課	平成24年 8月28日
保 健 福 祉 課	平成24年 8月10日
医 療 対 策 課	平成24年 8月10日
健 康 増 進 課	平成24年 8月17日
薬 務 衛 生 課	平成24年 8月17日
子 育 て 支 援 課	平成24年 8月10日
障 害 福 祉 課	平成24年 8月10日
長 寿 介 護 課	平成24年 8月23日
産 業 政 策 課	平成24年 8月23日
立 地 推 進 課	平成24年 8月24日
観 光 物 産 課	平成24年 8月24日
国 際 交 流 課	平成24年 8月24日
労 政 雇 用 課	平成24年 8月23日
産 業 創 出 課	平成24年 8月28日
経 営 支 援 課	平成24年 8月28日
土 木 管 理 課	平成24年 8月 6日
用 地 課	平成24年 8月 6日
河 川 課	平成24年 8月 9日
水 資 源 対 策 課	平成24年 8月 9日
港 湾 海 岸 課	平成24年 8月 9日
砂 防 課	平成24年 8月 9日
道 路 建 設 課	平成24年 8月 6日
道 路 維 持 課	平成24年 8月 6日
都 市 計 画 課	平成24年 8月 6日
都 市 整 備 課	平成24年 8月 9日
建 築 住 宅 課	平成24年 8月 9日
出 納 局	平成24年 8月30日
人 事 委 員 会 事 務 局	平成24年 8月30日
議 会 事 務 局	平成24年 8月31日
監 査 事 務 局	平成24年 8月31日
教 育 総 務 課	平成24年 8月29日
生 涯 学 習 課	平成24年 8月29日
文 化 財 保 護 課	平成24年 8月30日
保 健 体 育 課	平成24年 8月30日
義 務 教 育 課	平成24年 8月31日
高 校 教 育 課	平成24年 8月31日
人 権 教 育 課	平成24年 8月31日
特 別 支 援 教 育 課	平成24年 8月31日
労 働 委 員 会 事 務 局	平成24年 8月30日
警 察 本 部	平成24年 9月 3日

( 監 査 の 結 果 )

平成23年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 収入未済の代執行費用徴収金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
17年度	6者	57,393,183	平成24年5月31日現在

(循環型社会推進課)

2 生活安定資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	0	48,483,880	48,483,880	平成24年5月31日現在
22年度	0	48,983,000	48,983,000	
差引増減	0	499,120	499,120	

(保健福祉課)

3 収入未済の低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
11年度及び12年度	1者	83,000	平成24年5月31日現在

(保健福祉課)

4 収入未済の医療技術大学授業料について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
15年度	1者	189,600	平成24年5月31日現在

(保健福祉課)

5 看護職員修学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
22年度及び23年度	2者	858,000	平成24年5月31日現在

(医療対策課)

6 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	125,160	2,317,670	2,442,830	平成24年5月31日現在
22年度	125,160	4,108,960	4,234,120	
差引増減	0	1,791,290	1,791,290	

(子育て支援課)

7 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	18,885,427	195,323,809	214,209,236	平成24年5月31日現在
22年度	20,988,581	179,065,102	200,053,683	
差引増減	2,103,154	16,258,707	14,155,553	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	895,854	19,780,421	20,676,275	平成24年5月31日現在
22年度	1,175,400	19,116,310	20,291,710	
差引増減	279,546	664,111	384,565	

(子育て支援課)

8 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
19年度及び20年度	1者	340,000	平成24年5月31日現在

(障害福祉課)

9 収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
19年度	1者	34,796,000	平成24年5月31日現在

(立地推進課)

10 収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
12年度～18年度	2者	113,100	平成24年5月31日現在

(労政雇用課)

11 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金及び施設共同化資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(高度化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	0	958,942,530	958,942,530	平成24年5月31日現在
22年度	0	1,063,846,000	1,063,846,000	
差引増減	0	104,903,470	104,903,470	

(繊維工業構造改善資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	0	206,868,933	206,868,933	平成24年5月31日現在
22年度	0	208,225,130	208,225,130	
差引増減	0	1,356,197	1,356,197	

(設備近代化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	0	5,380,000	5,380,000	平成24年5月31日現在
22年度	0	31,758,998	31,758,998	
差引増減	0	26,378,998	26,378,998	

(施設共同化資金貸付金償還金)

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	0	9,322,779	9,322,779	平成24年 5月31日 現在
22年度	0	9,322,779	9,322,779	
差引増減	0	0	0	

(経営支援課)

12 代執行費用徴収金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
23年度	2者	3,739,299	平成24年5月31日現在

(用地課)

13 住宅貸付損害金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	1,353,410	33,522,213	34,875,623	平成24年5月31日現在
22年度	4,158,708	29,363,505	33,522,213	
差引増減	2,805,298	4,158,708	1,353,410	

(建築住宅課)

14 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	38,116,000	43,556,400	81,672,400	平成24年5月31日現在
22年度	30,882,000	27,451,400	58,333,400	
差引増減	7,234,000	16,105,000	23,339,000	

(教育総務課)

15 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	51,194,395	378,779,767	429,974,162	平成24年5月31日現在
22年度	55,229,226	331,228,209	386,457,435	
差引増減	4,034,831	47,551,558	43,516,727	

(人権教育課)

16 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	5,115,000	13,039,763	18,154,763	平成24年5月31日現在
22年度	5,894,000	17,165,763	23,059,763	
差引増減	779,000	4,126,000	4,905,000	

(警察本部)

17 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
17年度及び19年度	2者	919,000	平成24年5月31日現在

(警察本部)

18 延滞金（放置違反金に伴うもの。）について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	1,329,300	2,162,000	3,491,300	平成24年5月31日現在
22年度	1,302,600	1,248,300	2,550,900	
差引増減	26,700	913,700	940,400	

(警察本部)

19 職員の不注意により警察車両による事故が発生（7件）し、相手方への被害並びに当該車両及び相手車両等の毀損があった。

(警察本部)

監査対象機関	監査年月日
東予地方局	
総務企画部	平成24年7月23日、平成24年7月24日
健康福祉環境部	平成24年7月23日
四国中央保健所	平成24年7月23日
建設部	平成24年7月24日
四国中央土木事務所	平成24年7月24日
今治土木事務所	平成24年7月23日
鹿森ダム管理事務所	平成24年7月24日
黒瀬ダム管理事務所	平成24年7月24日
玉川ダム管理事務所	平成24年7月23日
台ダム管理事務所	平成24年7月23日
出納室	平成24年7月23日

(監査の結果)

平成23年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	468,455,712	993,893,861	1,462,349,573	平成24年5月31日現在
22年度	574,879,804	808,547,728	1,383,427,532	
差引増減	106,424,092	185,346,133	78,922,041	

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	64,485	236,020	300,505	平成24年5月31日現在
22年度	36,000	200,020	236,020	

差引増減	28,485	36,000	64,485
------	--------	--------	--------

(健康福祉環境部)

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	6,763,546	13,728,074	20,491,620	平成24年5月31日現在
22年度	6,167,361	9,670,209	15,837,570	
差引増減	596,185	4,057,865	4,654,050	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	323,644	848,768	1,172,412	平成24年5月31日現在
22年度	246,896	654,173	901,069	
差引増減	76,748	194,595	271,343	

(健康福祉環境部)

4 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	5,980,500	5,519,900	11,500,400	平成24年5月31日現在
22年度	2,306,200	4,733,700	7,039,900	
差引増減	3,674,300	786,200	4,460,500	

(建設部)

5 県営住宅について、入居者に対する家賃の過大徴収や敷金の返還漏れがあったほか、修繕で未払いのものがあつたので、適正な事務執行に万全を期するとともに、再発防止策を確実に実施されたい。

(建設部)

6 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
19年度	1者	115,688	平成24年5月31日現在

(建設部)

7 行政財産使用料(1件1,500円)が未調定となつていた。

(四国中央土木事務所)

8 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、当該車両の廃車があつた。

(四国中央土木事務所)

9 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	616,300	3,580,400	4,196,700	平成24年5月31日現在
22年度	460,500	3,704,800	4,165,300	
差引増減	155,800	124,400	31,400	

(今治土木事務所)

監査対象機関	監査年月日
中予地方局	
総務企画部	平成24年7月11日
健康福祉環境部	平成24年7月11日
建設部	平成24年7月11日
久万高原土木事務所	平成24年7月11日
出納室	平成24年7月11日

(監査の結果)

平成23年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であつたが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	596,112,249	1,609,485,680	2,205,597,929	平成24年5月31日現在
22年度	812,685,666	1,636,999,306	2,449,684,972	
差引増減	216,573,417	27,513,626	244,087,043	

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	1,778,319	2,528,422	4,306,741	平成24年5月31日現在
22年度	2,248,386	1,240,036	3,488,422	
差引増減	470,067	1,288,386	818,319	

(健康福祉環境部)

3 生活保護費戻入金について、地方自治法施行令第171条等に基づく督促をしていないものがあつた。

(健康福祉環境部)

4 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	1,121,801	4,501,477	5,623,278	平成24年5月31日現在
22年度	1,245,420	4,566,026	5,811,446	
差引増減	123,619	64,549	188,168	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	116,662	1,567,764	1,684,426	平成24年5月31日現在
22年度	16,666	1,621,264	1,637,930	
差引増減	99,996	53,500	46,496	

(健康福祉環境部)

5 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	9,050,600	46,408,670	55,459,270	平成24年5月31日現在
22年度	10,430,100	48,642,990	59,073,090	
差引増減	1,379,500	2,234,320	3,613,820	

（建設部）

6 収入未済の違約金（工事請負契約に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額（円）	備 考
19年度	2者	90,796	平成24年5月31日現在

（建設部）

7 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額（円）	備 考
19年度	1者	238,000	平成24年5月31日現在

（建設部）

8 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額（円）	備 考
19年度、21年度及び22年度	3者	100,832	平成24年5月31日現在

（建設部）

9 道路占用料（過小徴収金に伴うもの。）について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額（円）	備 考
23年度	1者	540	平成24年5月31日現在

（建設部）

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成24年7月18日、平成24年7月19日
健 康 福 祉 環 境 部	平成24年7月18日、平成24年7月19日
建 設 部	平成24年7月18日
大 洲 土 木 事 務 所	平成24年7月19日
八 幡 浜 土 木 事 務 所	平成24年7月19日
西 予 土 木 事 務 所	平成24年7月19日
愛 南 土 木 事 務 所	平成24年7月18日
須 賀 川 ガ ム 管 理 事 務 所	平成24年7月18日
山 財 ガ ム 管 理 事 務 所	平成24年7月18日
出 納 室	平成24年7月18日

（監査の結果）

平成23年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	111,669,993	329,160,810	440,830,803	平成24年5月31日現在
22年度	142,778,408	355,992,290	498,770,698	
差引増減	31,108,415	26,831,480	57,939,895	

（総務企画部）

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	1,636,514	7,057,751	8,694,265	平成24年5月31日現在
22年度	888,402	6,779,683	7,668,085	
差引増減	748,112	278,068	1,026,180	

（健康福祉環境部（地域福祉課））

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	4,332,839	7,539,652	11,872,491	平成24年5月31日現在
22年度	3,671,944	5,478,253	9,150,197	
差引増減	660,895	2,061,399	2,722,294	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	301,190	1,794,161	2,095,351	平成24年5月31日現在
22年度	256,656	1,665,196	1,921,852	
差引増減	44,534	128,965	173,499	

（健康福祉環境部）

4 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	132,000	547,000	679,000	平成24年5月31日現在
22年度	101,000	576,082	677,082	
差引増減	31,000	29,082	1,918	

（健康福祉環境部（八幡浜支局福祉室））

5 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	794,200	1,368,600	2,162,800	平成24年5月31日現在
22年度	852,600	1,418,600	2,271,200	
差引増減	58,400	50,000	108,400	



(建設部)

6 収入未済の違約金(工事請負契約に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
20年度	1者	46,725	平成24年5月31日現在

(大洲土木事務所)

7 住宅貸付料について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	0	1,875,300	1,875,300	平成24年5月31日現在
22年度	53,900	1,858,400	1,912,300	
差引増減	53,900	16,900	37,000	

(八幡浜土木事務所)

伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
15年度~16年度及び19年度~21年度	4者	1,583,748	平成24年5月31日現在

(林業政策課)

3 県有林経営事業特別会計について、平成23年度末の歳入不足額は2億5,465万円と、前年度より3,394万円増加しており、さらに、平成23年度の木材価格は経営改善計画策定当時(平成11年度)の6割程度にまで下落していることから、今後の健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

(森林整備課)

4 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	1,000,000	1,400,000	2,400,000	平成24年5月31日現在
22年度	0	1,420,000	1,420,000	
差引増減	1,000,000	20,000	980,000	

(漁政課)

5 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
22年度	1者	969,517	平成24年5月31日現在

(漁政課)

○公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年11月2日

愛媛県監査委員 岸 新  
同 住 田 省 三  
同 笹 岡 博 之

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
農 政 課	平成24年8月6日
農 業 経 済 課	平成24年8月9日
ブ ラ ン ド 戦 略 課	平成24年8月22日
農 地 整 備 課	平成24年8月10日
農 産 園 芸 課	平成24年8月10日
畜 産 課	平成24年8月10日
林 業 政 策 課	平成24年8月23日
森 林 整 備 課	平成24年8月23日
漁 政 課	平成24年8月17日
水 産 課	平成24年8月17日
漁 港 課	平成24年8月17日

(監査の結果)

平成23年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
23年度	9,384,000	37,723,297	47,107,297	平成24年5月31日現在
22年度	10,413,000	29,622,101	40,035,101	
差引増減	1,029,000	8,101,196	7,072,196	

(林業政策課)

2 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 産 業 経 済 部 東 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成24年7月23日、 平成24年7月24日 平成24年7月24日

(監査の結果)

平成23年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 職員(2名)の特勤手当について、適用する級別区分の誤りにより、計604,254円の支給不足があった。(産業経済部)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 産 業 経 済 部 中 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成24年7月20日 平成24年7月11日

(監査の結果)

平成23年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
16年度	1者	97,016	平成24年5月31日現在

(産業経済部)

2 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、相手方への被害並びに当該車両及び相手方の車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(産業経済部)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局	平成24年7月18日、 平成24年7月19日
産 業 経 済 部	
南 予 家 畜 保 健 衛 生 所	

(監査の結果)

平成23年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 収入未済の賠償金(公用車事故に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額(円)	備 考
22年度	1者	236,775	平成24年5月31日現在

(産業経済部)